

流山市子育て応援マンション認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てしやすい住環境の形成を図るため、子育て期の居住に適した仕様の住戸に地域向け子育て支援施設を備えた集合住宅を市が認定し市民に公表することにより、子育て世帯の住生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 流山市子育て応援マンション

市内において整備される建築物(既に整備されているものを含む。)及びその敷地で、別に定める要領第2条の要件、同第3条の施設、同第4条の基準に適合するものとして市長が認定するものをいう。

(2) 事業者

流山市子育て応援マンションの認定を受けようとする者をいう。

(3) 計画認定

第4条第2項の規定による認定をいう。

(4) 計画認定事業者

計画認定を受けた者(これらを承継した者を含む。)をいう。

(5) 本認定

第5条及び第6条の規定による認定をいう。

(6) 本認定事業者

本認定を受けた者(これらを承継した者を含む。)をいう。

(7) 子育て支援施設

ア 認可保育所

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所のうち、都道府県知事の認可を得て設置される保育所。

イ 認可保育所以外の保育施設

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所のうち、都道府県知事の認可を得ていない保育所、および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する施設。

ウ キッズルーム

流山市開発基準の許可基準等に関する条例(平成28年1月1日施行)第29条に

規定する子育て支援施設。

エ その他市長が認める施設

(子育て支援施設(第2条第7号)についての事前協議)

第3条 事業者は、子育て支援施設の設置について、市長に事前協議の申込みを行うものとする。ただし、当該敷地内に子育て支援施設が既に設置され、かつ供用開始されている場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、速やかにその内容を確認し、周辺環境を総合的に勘案して、子育て支援施設の設置を適当と認めた場合、当該事業者と協議を行う

3 第1項の規定による申込みは、事前協議申込書(別記第1号様式)に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて行う。

(1) 敷地周辺見取図

(2) 施設配置図(縮尺、方位、施設の敷地面積・境界線、施設の内容、敷地内における建築物の位置、子育て支援施設の位置などがわかるもの)

(3) その他市長が必要と認める書類

4 第2項の規定による協議の結果については、事前協議確認書(別記第2号様式)により通知する。

(計画認定の申請及び計画認定)

第4条 事業者は、第3条の事前協議の結果、市長が子育て支援施設の必要性を認めた場合には、計画認定申請書(別記第3号様式)に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請することとする。

(1) 第3条第4項の規定による事前協議確認書の写し

(2) 別表1に定める関係図書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請が第2条第1号の規定による要件及び基準に適合する計画であると認めるときは、計画認定証(別記第4号様式)により計画の認定を行い、その旨を公表することができる。

3 前項の規定による公表方法は、市のホームページへの掲載等により、次の内容に関するものとする。

(1) 事業者名

(2) 所在地

(3) 主な子育て応援施策について

(4) 認定レベル

(5) 子育て支援施設の種類

(6) 子育て支援施設の計画定員数

(7) 計画認定日

(8) 建築物の概要

(9) その他

4 市長は、第2項の規定による計画認定については、当該流山市子育て応援マンションの工事等が完了するまでに必要な期間を定めて認定する。

5 市長は、第2項による計画の認定をしないときは、計画認定しない旨の通知（別記第5号様式）により事業者にその旨通知する。

（本認定申請）

第5条 計画認定事業者は、前条の規定に係る工事等が完了したときは、本認定申請書（別記第6号様式）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請することとする。

(1) 別表2に定める関係図書

(2) その他市長が必要と認める書類

（既存建築物等に対する本認定申請）

第6条 子育て支援施設が既に設置され、かつ供用開始されている建築物及びその敷地において、事業者は、本認定申請書（別記第6号様式）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請することとする。

(1) 別表2に定める関係図書

(2) その他市長が必要と認める書類

（本認定の公表）

第7条 市長は、前条の規定による検査をした場合において、当該建築物が認定基準に適合すると認めるときは、流山市子育て応援マンション認定証（別記第7号様式）により認定し、その旨を公表するとともに、適合しないと判断した場合にあっては、認定基準に適合しない旨の通知（別記第8号様式）により事業者又は計画認定事業者にその旨通知する。

2 前項の規定による公表方法については、第4条第3項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定による認定については、認定後、必要に応じ、第2条第1号の要件及び基準の適合確認を行うものとする。

（認定内容の変更等の届出）

第8条 計画認定事業者及び本認定事業者（以下「認定事業者」という。）は、第4条第2項又は第7条第1項の規定による認定以降、第2条第1号の規定による要件若しくは基準に係る事項を変更する場合、建設を中止する場合又は建築物の全部若しくは一部を用途変更する場合は、変更する事項を明示した書類を添えて、変更等届出書（別記第9号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の申請があった変更計画について審査を行い、その計画どおりに実施されれば認定基準に適合すると判断できる場合にあつては、変更計画

を認定し、変更認定書（別記第10号様式）を交付するとともに、その概要を公表することができるものとし、認定基準に適合しないと判断した場合には、認定基準に適合しない旨の通知（別記第8号様式）により、事業者又は計画認定事業者はその旨を通知するものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第4条第2項又は第7条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1号の規定による要件及び基準に適合しなくなった場合
- (2) 認定事業者から認定の取り消しの申出があった場合
- (3) 当該建築物が滅失した場合
- (4) その他市長が必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（別記第11号様式）により認定事業者に通知するとともに、その概要を公表することができる。

3 前項の規定による公表方法については、第4条第3項の規定を準用する。

（市の責務）

第10条 市は、子育て支援施設の設置者等に対し、必要に応じて指導する等、地域向け子育て支援施設が適正な状態に保たれるように努めなければならない。

（認定事業者の責務）

第11条 認定事業者は、流山市子育て応援マンションとして認定された時点における仕様等の水準を維持、向上させるよう努めなければならない。

2 認定事業者は、流山市地域子育て応援マンションにおいて、子育て世帯であることを事由としてその入居を拒んではならない。転貸する場合についても同様とする。

（市、認定事業者及び市民の協力及び連携）

第12条 市、認定事業者及び地域住民は、相互に協力及び連携し、子育てしやすい住環境の形成に努めることとする。

（報告、立入等）

第13条 事業者又は認定事業者は、認定から3年ごとに、維持管理の状況を維持管理状況報告書（別記第12号様式）に次の各号の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 認定基準に適合している状況が分かる写真
- (2) 子育て支援サービス等の実施状況報告
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 事業者又は認定事業者は、この要綱の施行のため必要な限度において、市

長から求めがあった場合、流山市子育て応援マンションに関する計画、施工の状況又は維持管理の状況について報告をするものとする。

3 事業者又は認定事業者は、この要綱の施行のため必要な限度において、市長から求めがあった場合、流山市子育て応援マンション又はその建築工事現場に立ち入り、検査し又は関係者に対し必要な事項について質問することを妨げないものとする。

(施行の細目)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 計画認定申請書に添える関係図書（第 4 条第 1 項第 2 号関係）

1	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
2	配置図	縮尺、方位、施設の敷地面積・境界線、敷地内における建築物の位置、駐車施設、並びに敷地外から地域向け子育て支援施設の出入口に至る動線
3	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
4	床面積求積図	住戸部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算式及び各住戸の専有面積
5	2 面以上の立面図	縮尺、開口部及び屋外から屋内に通ずる出入口の位置
6	2 面以上の断面図	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種別
7	要領に定める基準に適合することの確認に必要な図書	設計住宅性能評価書の写し、施設の写真など
8	確認済証の写し	子育て支援施設及びマンションの確認済証の写し

別表 2 本認定申請書に添える関係図書（第 5 条第 1 号、第 6 条第 1 号関係）

1	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
2	配置図	縮尺、方位、施設の敷地面積・境界線、敷地内における建築物の位置、駐車施設、並びに敷地外から地域向け子育て支援施設の出入口に至る動線
3	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
4	床面積求積図	住戸部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算式及び各住戸の専有面積
5	2 面以上の立面図	縮尺、開口部及び屋外から屋内に通ずる出入口の位置
6	2 面以上の断面図	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種別
7	要領に定める基準に適合することの確認に必要な図書	建築住宅性能評価書の写し、施設の写真など
8	検査済証の写し	子育て支援施設及びマンションの検査済証の写し